

平成23年度 自己点検・自己評価報告書（総括）の公表について

I. 自己点検・自己評価の取り組みについて

平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により、専修学校においても平成20年度から自己点検・自己評価が義務付けられた。

同法の主旨により自己点検・自己評価の結果を公表する。

II. 沿革と本校の特色について

1. 沿革

本校は大正15年（1926年）に、十分な知識と技術を身につけた上で柔軟な思考力を持った懐の深い医療人の養成を目的とし、知識・技術の修得と併せて人格の教育にも力を注ぎ、人類の保健と社会の充実に寄与することを建学の精神に掲げ、「東洋温灸医学院」として創立された。以来80余年にわたり東洋医学の体系的教育機関として、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の教育に専念している。

昭和58年には、わが国で最初の鍼灸マッサージ教員養成課程（鍼灸マッサージ教員養成科）を新設し、旧厚生省より認可された。

2. 本校の特色

本校の特色は、①社会の実情に即した医療系専門職としての技能の習得。②規定の時間枠外でのオプションによる技能の習得。③伝統に培われた技術の伝承。④実践的臨床力を養成するための臨床教育システムの確立。⑤卒業後の臨床研修の場の提供。⑥就業意識の構築、業界に関する情報提供、企業説明会、同窓の協力によるキャリア支援の推進。⑦教育の効率を重視したカリキュラム構成。⑧国家資格取得のための補習授業等の実施。⑨担任制による学生一人ひとりに対する生活、学習指導。⑩医学部・歯学部解剖学教室での人体解剖見学、上海中医薬大学での臨床研修など学外での教育機会の提供。⑪学生の研究活動への指導ならびに研究発表を実施。⑫医療分野の優秀な人材を招聘し教育の付加価値を創造する。

以上のような教育を実施することにより、社会に役立つ医療人としての自己実現を図っている。

III. 自己点検・自己評価の結果について

1. 教育理念、教育方針、運営方針及び教育計画に関する自己点検・自己評価の結果

(1) 教育理念

本校の教育の理念は、国民の保健衛生と伝統医学の発展に寄与し、広く社会に貢献する有為な人材を育成することである。

(2) 教育方針

本校の教育方針は、社会の信頼と尊敬を得るはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師および鍼灸マッサージの教員を養成するにあたり、それぞれに必要な高度な専門知識および技術を授けると共にそれに相応しい人格形成をはかることにある。

①医療人としての素養を培わせると共に医療現場において患者やその家族あるいは医療スタッフとの良好な関係が築けるコミュニケーション能力の高い学生を育成する。

②医療を行うにあたり必要な知識、技術と十分な臨床力を身につけた学生を育てる。

③臨床現場を見据えた実践的な教育を行い、医療を通じて社会に貢献できる学生を育てる。

④鍼灸マッサージ養成施設の教員として相応しい能力、資質を兼ね備えた人材を育成する。

(3) 運営方針

教育目標を実現するために、以下の方針に従い学校を運営している。

- ①学生の主体的学習を援助し、期待される医療人として活動できる人格を涵養する。
- ②学生に学習の目標を示し、必要な知識および技術の定着を図る。
- ③附属の臨床施設で得られたノウハウを、教育の現場にフィードバックし、教示内容の充実を図る。
- ④附属の臨床施設等を活用し、教員の技術水準の向上を図るとともに学生の技術教育に生かす。
- ⑤国家試験の合格率の目標を100%とする。
- ⑥学内および学外での研究の充実を図り教科指導に生かす。

(4) 目標とする人材を育成するための教育計画

医療系専門職としては技能習得の要となるのが臨床教育であることから、それを強く意識した教育プログラムを構築することにより、医療現場に対応できる能力を育ませている。

①基礎学力と専門知識を身につける教育

②臨床教育

- ・卒前の臨床教育
- ・卒後の臨床研修

卒業生を対象に本校附属施術所および学園附属施術所において研修期間を設けて実施している。

[将来の改善・改革に向けた方策]

・教育理念に則した教育目標、教育課程などを再検討し、不備な点を改善していくよう計画を進めている。

2. 教育活動に関する自己点検・自己評価の結果

(1) カリキュラム

教育方針に基づいて、医療に従事する者として必要な知識、技術を効率よく修得するためのカリキュラムを作成している。

(2) 教育と評価

- ①年間授業計画に基づいて授業を進めている。
- ②規定に基づき成績の評価、単位の認定、卒業の認定を行っている。
- ③基礎分野の科目については、大学・短大・医療関係職種養成施設等で既に取得した単位を認定する履修免除制度を行っている。
- ④教科書や教材などの見直しを随時行い、併せて学生による授業内容、方法に対する評価の実施と教育改善をはかっている。
- ⑤成績不良者や欠席の多い学生に対しては、学習方法や日常生活の指導を行ったり、補習・補講等を実施して成績向上に努めている。

(3) 実技実習と臨床実習

- ①学年ごとに教育目標・到達目標を設け実施している。
- ②ベッドサイド実習は教員指導の元に実施しリスクに対処している。

(4) 教員

資質の向上をめざして、大学の医学部・歯学部での人体解剖研修への派遣、学校協会の教員研修会、全日本鍼灸学会、日本柔道整復接骨医学会、日本解剖学会、日本医学教育学会などに参加させている。また、学内の研修会なども行い、教員のレベルの向上を図っている。

(5) 国家試験

国家試験を控えた3年生には、模擬試験や成績不良者を中心とした補習授業を実施している。

(6) その他の教育活動

- ①教員、学生、卒業生の研修・研究発表の場として毎年、呉竹医学会学術大会を開催している。
- ②在校生には時間外講習として、美容鍼セミナー、中医学セミナー、アスレティックトレーナー講座を開催して臨床的な治療法などを学ぶ場を提供している。
- ③附属施術所は学生や卒業生の教育の場であるばかりでなく、施術等を通して地域医療の一役を担い、

健康の維持増進に寄与している。

④学園祭（呉竹祭）を開催し、卒業生、教員、学生の相互交流を深めている。また、学園祭の中でチャリティーマッサージやチャリティー鍼灸を行い、地域住民の方とも交流を図っている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

・目的に達しない学生への指導を再検討し、不備な点を改善していくよう進めている。

3. 教育効果に関する自己点検・自己評価の結果

(1) 国家試験合格率

合格率は、学内以外にもホームページや校友会（呉竹会）の会員にも公表している。

(2) 就職

①無料職業紹介所の登録を行い、求人募集は在校生のみならず卒業生にも公開している。

②学生の就職活動支援や相談ならびにキャリア教育を行っている。

(3) 退学者対策

担任制を取っており、個々の相談に乗るようにしている。

(4) 卒業生の社会的活躍とその評価

学術団体や業団体の運営に中心的な役割を果たしている卒業生も多い。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教育力の向上をはかり、国家試験合格率が100%であるように国家試験対策の不備な点を改善するようにしていく。

4. 学生支援に関する自己点検・自己評価の結果

(1) 学生の支援

①在学中から職業意識を高めるためにキャリアガイダンスの開催、インターンシップの実施、就職ハンドブックの配布をしている。

②日本学生支援機構などによる奨学金制度を紹介して、学生の経済的な面を支援している。

③保証人と連携を取り、安定した就学ができるよう努めている。

④校友会組織（呉竹会）を持ち、会員同士の相互交流や学術研鑽において活発に活動をしている。

⑤成績優秀者に対する特待生制度を設けている。

⑥健康診断・相談を行い学生の健康面をサポートしている。

⑦卒業生を対象に臨床能力向上や情報提供を目的とした、卒後臨床研修講座や各種セミナーを実施している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

国家資格取得後、研修生制度を継続的に行い、卒業生の臨床力向上に対するフォローアップ体制をさらに充実していく。

5. 教育環境に関する自己点検・自己評価の結果

(1) 教育の環境

①法令で定められた施設・設備を備えており、定期点検を実施して故障時等においては迅速に対応できる体制を構築している。

②大学（医学部・歯学部等）などの関係機関と連携して学外実習、海外研修などを行う十分な教育体制を整備している。

③防災や実技・実習時の事故防止に関しては、危機管理マニュアル、事故対応マニュアルなどに基づき対応するようにしている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

・人体解剖見学実習等の学外研修、海外研修を充実していく。

6. 学生募集と受け入れに関する自己点検・自己評価の結果

(1) 学生の募集と受け入れ

- ①専修学校各種学校協会の倫理規定にもとづき、入学試験を実施している。
- ②入学者については、学則の入学定員を遵守している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

AO入学試験を含めた試験内容、試験時期、学校説明会など、受験生のニーズを踏まえた改善を実施していく。

7. 学校運営と財務に関する自己点検・自己評価の結果

(1) 学校運営

本学園では、教育理念および教育目標を実現するために、毎月1回の校長会を開催し学校運営に関する事項について報告・協議を行って運営方針を決定している。

(2) 財務

本学園は現時点において財政基盤は安定している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

- ・定期的に教職員会議を行って教職員間のコミュニケーションを図り、学校運営が円滑に行われるよう連携強化を図っていく。
- ・私立学校法における財務情報公開の体制を整備する。

8. 法令等遵守に関する自己点検・自己評価の結果

(1) 法令等の遵守

- ①関係省庁の指導のもと、適正に運営されている。また、指導を受けた場合には迅速に必要な改善・報告を行い、コンプライアンスに努めている。
- ②平成17年に、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定し、すべての個人情報の取り扱いを、厳格に定め運用している。また、教職員にも啓発活動を実施している。
- ③自己点検・自己評価に関しては、平成19年の法改正により公表が義務化されたことから検討を開始して、平成21年度分から公表している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

外部による第三者評価についても検討していく。

IV. 自己点検・自己評価の結果公表について

本校における自己点検・自己評価の詳細については、「自己点検・自己評価報告書」を本校内にて公開しております。閲覧希望の方は、本校事務局までお問い合わせ下さい。

なお、本学園の情報公開規程および個人情報保護規程により、一部公開できないものもありますのでご了承下さい。